

宝 相 第 1 号 の 185  
令和 5 年 (2023 年) 2 月 21 日

公務非正規女性全国ネットワーク (はむねっと)  
代 表 渡 辺 百 合 子 様

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

このたび、市政につきまして、ご意見をいただきまして誠にありがとうございます。  
います。

ご意見を拝見いたしまして、皆様の市政に対しますご関心の強さに深く感銘  
いたしますとともにあらためて、責任の重さを痛感いたしているところです。

お寄せいただきましたご意見につきましては、さっそく担当者ともども検討  
させていただきました。結果を別紙のとおり回答いたします。

なお、議会に関することにつきましては宝塚市議会事務局長の回答をもって、  
公平委員会に関することにつきましては宝塚市公平委員会事務局長の回答を  
もって、それぞれ私の回答といたします。

今後も、皆様の生の声が直接市政に反映できる行政を実現してまいりたいと  
考えておりますので、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げま  
す。

敬具

宝 塚 市 長

山 崎 晴 恵

<市長宛分>

- 1 継続を希望する会計年度任用職員について一律の「公募」を辞め、希望者が、安心して働くことができるような方策をとってください。
- 2 年度末に向けて30名以上の離職者が生じる時は、「労働施策総合推進法」27条2項に基づき、厚生労働大臣あてに「大量雇用変動」を通知してください。
- 3 報酬や諸手当、休暇制度、福利厚生等について、常勤職員との間にある処遇格差の是正など、同一労働同一賃金の原則に向けて取り組んでください。
- 4 国に対して、会計年度任用職員制度の抜本的な見直しに関する提言を上げてください。

(回答)

本市においては、在職中の会計年度任用職員の継続（再度の任用）については、勤務実績に基づく能力の評価により、非公募にて行っています。

報酬等の勤務制度については、その職務内容等に基づき、本市の正規職員及び国の非常勤職員等との権衡を図りながら決定しています。

従いまして、現時点では国に対して会計年度任用職員制度の抜本的な見直しを求める予定はありませんが、引き続き、本市の職員団体とも協議しながら、適正な制度運用に努めてまいります。

また、大量雇用変動に関する通知については、法令等に基づき対処してまいります。

<市議会議長宛分>

- 1 継続を希望する会計年度任用職員について一律の「公募」を辞め、希望者が、安心して働くことができるような方策をとってください。
- 2 報酬や諸手当、休暇制度、福利厚生等について、常勤職員との間にある処遇格差の是正など、同一労働同一賃金の原則に向けて取り組んでください。
- 3 国に対して、会計年度任用職員制度の抜本的な見直しに関する意見書を上げてください。

(回答)

このたびは市議会議長あて要望をありがとうございました。

頂戴した要望書につきまして、議長まで閲覧させていただきました。

なお、市政に関してのご意見やご要望を市議会の議題とすることを望まれる場合は、市議会に請願や陳情をするという方法があります。詳しい方法は宝塚市のホームページでID番号1000990をご検索ください。参考まで印刷したも

のを添付します。

何卒よろしくお願い申し上げます。

<公平委員会宛分>

- 1 貴委員会として、継続を希望する会計年度任用職員について一律の「公募」を辞め、希望者が安心して働くことができる制度とするよう提言を首長に行ってください。
- 2 会計年度任用職員の報酬や諸手当、休暇制度、福利厚生等について、常勤職員との間にある処遇格差の是正など、同一労働同一賃金の原則にそつた提言を首長に行ってください。

(回答)

公平委員会は、地方公務員法第8条第2項に定められた、「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること」及び「職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること」を職務とする行政委員会であり、職員からの措置要求や不利益処分についての審査請求を前提としない首長への提言については、権限を有していません。

- 3 相談窓口が分からないという声をご紹介しましたが、貴委員会として、会計年度任用職員に苦情相談窓口や、措置要求について周知してください。

(回答)

会計年度任用職員を含む職員に対し、制度の周知を図っています。